

## 個人住民税の現年課税化に関する 中間とりまとめ

個人所得課税において、給与等は原則として、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

個人住民税も、所得税と同様に、個人の所得に対する課税であるため、できるだけ所得の発生時期と課税のタイミングは近接している方が望ましいことから、個人住民税の現年課税化が検討課題となっている。

近年、IT化の進展、マイナンバー制度の導入や雇用形態の多様化等、個人住民税の現年課税化をめぐる環境変化があることから、当研究会を開催し、個人住民税の現年課税化の導入の可能性について議論を行った。平成28年10月から平成29年12月まで、計8回にわたり議論を行い、今回中間とりまとめを行った。

### 1. 個人住民税の現年課税化の意義

翌年度課税は、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなる等の課題が指摘されてきた。

近年、雇用の流動化や企業における成果主義の賃金導入等により、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。

また、パート・アルバイト・契約社員等の非正規雇用者が増えてきている。これらの非正規雇用は企業の経営状況に左右されやすく、収入・所得が必ずしも安定していない。

このように働き方が多様化している中で、翌年度課税に係る課題への対応の必要性が高まってきている。

また、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日法律第103号）が成立し、今後は、あらゆる行政手続きを電子的に行うことが原則とされており、税務手続きについても一層の電子化を進めていくことが求められている。こうした税務手続きの電子化は、個人住民税の現年課税化に係る課題解決にも資するものと考えられる。

## 2. 現年課税化に当たっての課題

個人住民税の現年課税化を検討するにあたり、これまで課題とされてきたことを整理すると以下のとおりである。

### ① 特別徴収義務者の事務負担

#### (1) 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- ・ 特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じるが、正確に住所地を把握することは、特別徴収義務者に負担となるのではないか。
- ・ 年の途中で雇用された者（新入社員、アルバイト・パート等）については、1月1日現在の住所地を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
- ・ 特に、雇用者の出入りが多い業種（小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い業種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等）にとって、大きな負担となるのではないか。

#### (2) 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の住所地市区町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に負担となるのではないか。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフト等のITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

### ② 納税義務者の事務負担

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、所得税の確定申告を行う者は、前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、超過課税等を反映させた個人住民税の確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地市区町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

### ③ 市区町村の事務負担

- ・ 確定申告により、市区町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市区町村の事務が煩雑となるのではないかと。
- ・ 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、市区町村の事務（システム経費等を含む）の大幅な削減は難しいのではないかと。

### ④ 切替年度の税負担

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

## 3. 研究会における議論

本研究会では、2. で掲げた課題について、IT化の進展やマイナンバー制度の導入等を踏まえ、特別徴収義務者をはじめとする各主体に係る事務負担を軽減することができないか等について議論を重ねた。検討に当たっては、税務事務に関する給与・会計ソフトを提供している事業者の方々にご協力いただくとともに、実地に中小企業へのヒアリングを実施した。

本研究会における「議論」と「残された課題」について、中間的に整理を行うと以下のとおりである。

### ①特別徴収義務者の事務負担

#### (1) 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- 特別徴収義務者は従業員の住所地の把握について、ベストエフォートを尽くし、課税団体誤りによる誤納付については、市区町村間でやりとりする仕組みを作れば良いのではないかと。
- 現行では、賦課期日の1月1日と給与支払報告書の提出期限の1月31日が近接しているが、現年課税化した場合、転居等により、賦課期日現在の住所地と税額納入時の住所地が異なるケースが生じやすく、課税団体誤りによる誤納付が多発するおそれがある。誤納付が多発すれば、税額の精算やその手続きのため、特別徴収義務者、納税義務者や市区町村の事務負担が増えるのではないかと。
- 住所地によって税率等が異なる場合があるため、特別徴収義務者が住民票等の提出を求めしっかり確認をするか、市区町村が確認して、課税団体誤りを是正する必要があるが、いずれの場合でも手間がかかるのではないかと。
- 市区町村において誤納付を是正できるようにするためには、毎月の税額の納入を個人単位にする必要がある（現行の所得税においては、個人別の明細はない）。

(残された課題)

- 従業員の住所地把握については、特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。特別徴収義務者が毎年、1月1日現在の住所地把握のため、住民票等の提出を求めることについて、理解を得られるか。
- 毎月の税額の納入を個人単位にする場合、特別徴収義務者において対応が可能か。
- 特別徴収義務者が行った誤納付を地方団体間で精算することは、次のような課題がある。
  - ・ 「申告納付」方式における税務手続きとして、納税義務者や特別徴収義務者が関与することなく、地方団体間で精算行為のみを行うことが、法制的に許容されるか。
  - ・ 誤納付について、地方団体間で精算するとしても、確定申告や所得証明書の申請を行うために、少なくとも納税義務者本人に対し、課税団体の告知を行う仕組みが必要となる。
  - ・ 年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う必要が生じることとなり、特別徴収義務者と市区町村双方の事務に混乱が生じるのではないか。
- 個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地区町村に納入することが想定される。更に、その場合、報酬等の支払いを行う者は、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する必要があるため、特別徴収義務者の事務負担が増えるのではないか。

(2) 個人住民税の税額の計算・年末調整

- 毎月の税額計算や年末調整について、地方団体で異なる税率等を反映して自動で税額を計算するシステム等を利用すれば、特別徴収義務者の事務負担の増加は、ある程度軽減できるのではないか。
- クラウド型の給与計算ソフトの利用が伸びてきており、中小企業における普及が期待されるのではないか。
- パソコンを利用せず手計算で年末調整等を行っている事業者への対応は課題として残るのではないか。

(残された課題)

- 現在の所得税の年末調整でも特別徴収義務者にとって大きな負担となっている中で、所得税に加え、個人住民税の年末調整を行うことについて理解を得られるか。
- 仮に、システム等を利用するとしても、入力確認や検算を目視で行う必要があり、事務負担が増えるのではないか。
- 中小企業庁の調査では、経営で記帳する際に約2割の中小企業がパソコンを使用

しておらず、約3割の企業が会計ソフトを利用せずに記帳している。このようなITを導入していない場合、給与・税額計算は手作業で行われており、個人住民税を現年課税化した場合に発生する年末調整等の事務に対応することは難しいのではないかと。

- 手計算で事務を行っている事業者の負担をどう考えるか。所得税に加え、個人住民税の税額計算を熟知してもらうのはかなりの負担になるのではないかと。
- 従業員が個人住民税の確定申告を行うことができるよう、新たに個人住民税の源泉徴収票を交付する必要。その際、所得税と個人住民税で、課税標準や税額が異なるため、特別徴収義務者や納税義務者に混乱が生じるおそれがあるのではないかと。

#### ②納税義務者の事務負担

- 課税方式について、所得税と同様、申告納税方式となるため、個人住民税においても確定申告が必要となるのではないかと。個人住民税独自の事項があるため、納税義務者に大きな負担となるのではないかと。

(残された課題)

- 現行では、個人住民税は賦課課税のため、申告書は課税資料(所得把握の資料)であり、所得税の確定申告書を提出した場合、個人住民税の申告書の提出は不要である。現年課税化により、課税方式が申告納税方式となる場合、個人住民税の税額の申告が必要となり、所得税とは別に、個人住民税の確定申告書の提出が必要となる。
- 個人住民税の税額を申告するためには、個人住民税の源泉徴収票を基に、調整控除やふるさと納税等、個人住民税独自の項目を反映して自ら税額計算する必要があり、納税義務者に大きな負担となるのではないかと。
- 前年1月1日現在の住所地市区町村が課税団体となることから、転居があった場合に、課税団体に対し、正しく申告されるか。

#### ③市区町村の事務負担

- 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要ではないかと。

(残された課題)

- 市区町村において所得計算を行わなくても、税額が納付されるため、現在のような所得情報の精度が維持できるか。所得情報の精度が維持できないと、社会保障制度等において適切な運用ができなくなるのではないかと。

#### ④切替年度の税負担

- 2年分課税するのは理解を得られない。経済への影響を少なくするため、N-1年とN年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する方が良いか。

(残された課題)

- 切替年度の税負担の問題は、給与所得だけではなく、事業所得等の他の所得も含めて考えるべき課題である(給与所得のみ1年分の税負担を軽減することは、憲法第14条に定める法の下での平等に反するとする意見あり)。
- 所得の発生時期を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、所得の発生を分散させることで、税負担の軽減を図ることが可能となる。また、これらの所得に係る売買がN-1年とN年に集中することとなり、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に影響を与える可能性がある。
- 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ、世代間で不公平が生じる。長期的に見れば、税負担が実質的に1年分軽減され、地方団体の税源が失われることになる。
- 1年分の所得に対し課税しないこととした場合でも、現行の給与所得に係る特別徴収税額の納入は6月から翌年5月のため、現年課税導入年の1月から5月までは2年分の課税が発生する。

#### 4. 個人住民税の現年課税化の実現に向けて

上記3. で述べたとおり、本研究会での議論を通じて、現年課税化に係る諸課題について一定の方向性が見いだせたものがある一方、現時点においては、なお残る課題も多いことが明らかになった。これらの課題について、本研究会では、企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、現年課税化の実現に向けて、今後どのような環境が整備されれば課題解決につながるのか検討を行った。

##### ① 中小零細企業におけるIT化の進展

個人住民税の現年課税化にあたって最も大きな課題は、税関係事務のシステム化が進んでいない中小零細企業の事務負担であるが、最近、クラウドを利用した安価な給与計算ソフト開発が進みつつある。こうしたソフトが普及し、多くの中小零細企業がITを利用して源泉徴収税額の計算や年末調整を行うことができる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の項目を反映した税額計算ができるようになると考えられる。

なお、その場合でも、パソコンやスマートフォンが使えない特別徴収義務者や納税義務者が一定割合、残ることも想定されるため、地方団体等において相談窓口を開設するなど、必要なサポート体制を整える必要があると考えられる。

##### ② マイナンバーカード・マイナポータルの普及

マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地

について、従業員に対し、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり（転居があった場合でも、マイナンバーカードの追記欄により確認可能）、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。

更に、マイナポータルの利用が進めば、納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地がプレ印字された扶養控除等申告書をダウンロードして（生活の本拠が異なる場合は、任意に住所地を訂正できるようにする）、特別徴収義務者に提出するといったことも考えられ、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになる。

### ③ eLTAXの機能拡充

eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）については、平成31年10月より共通電子納税システム（共同収納）が導入されるなど、機能の拡充が予定されている。この共通電子納税システム（共同収納）の導入により、特別徴収義務者は、複数の地方団体への納税を一括で行うことができるようになり、事務負担を軽減することが可能となる。今後、更にeLTAXの機能が拡充され、地方税の情報センター的な機能を果たすようになれば、現年課税化に係る諸課題の解決に資する可能性がある。

## 5. おわりに

個人住民税の現年課税化は、特別徴収義務者である事業者に新たな事務負担が生じるものであることから、本研究会では、現年課税化による事業者の事務負担への影響とその負担軽減策について中心に議論を行った。

事業者の事務負担については、上記の共通電子納税システム（共同収納）の導入のほか、平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処置組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する」とされている。まずは、当面、これらの課題を着実に実施し、事業者の事務負担の軽減を図ることが重要であると考えられる。

その上で、4. で述べたとおり企業のIT化の進展、マイナンバー制度の運用状況やeLTAXの機能拡充等も踏まえつつ、個人住民税の現年課税化について、引き続き検討を深めていくこととする。